

令和6年度 軽自動車税(種別割)の減免申請について

身体障がい、精神障がい及び知的障がいのある人に対する軽自動車税の減免申請の受付を下記の日程で行います。

- 申請期間 / 4月1日(月)～5月31日(金)まで(土・日・祝日を除く)
※申請期間を過ぎると受付できませんので、早めの申請をお願いいたします。
- 申請場所 / 役場1階 総務部税務課
- 持ち物 / 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転免許証、納税義務者の個人番号カード又は個人番号通知カード、車検証(電子車検証が交付された人は、「電子車検証原本」及び「自動車検査証記録事項」の提示が必要です。)

なお、令和5年度軽自動車税(種別割)の減免申請をされた人については、3月下旬より順次案内を送付しています。

減免に該当するのは、身体等に障がいがあり下記の表に該当する人、又は、身体等に障がいがある人と生計を一にする人もしくは身体等に障がいがある人を常時介護する人が運転し、専ら、障がいのある人の生業、通学、通勤、社会参加のために使用する車両に限ります。

※減免は1人につき1台に限られます。普通自動車ですでに減免を受けられている人は対象となりません。

減免を受けられる人の範囲

(障がい者本人運転、生計同一者運転、常時介護者運転の場合に限ります。)

障害の区分		減免の対象となる範囲
視覚障害		1級、2級、3級、4級
聴覚障害		2級、3級
平衡機能障害		3級
音声機能障害		3級 (喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)
上肢不自由		1級、2級、3級
下肢不自由		1級、2級、3級、4級、5級、6級
体幹不自由		1級、2級、3級、5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級、3級
	移動機能	1級、2級、3級、4級、5級、6級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障害		1級、3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級、2級、3級
肝臓機能障害		1級、2級、3級

- 療育手帳の交付を受けている人 障害の程度が「A」「A1」「A2」の人。
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 障害の程度が「1級」の人。
- 戦傷病者手帳の交付を受けている人 下記まで問い合わせてください。

問い合わせ先 総務部税務課 代表 0585-34-1111 内線 138
直通 0585-35-5367